

箕面市立稲保育所民営化に係る運営法人募集要領

箕面市立稲保育所について、移管により運営する法人を以下のとおり募集します。

1. 移管する保育所の名称・所在地・概要

名 称	所 在 地	開 設	移管予定日
箕面市立稲保育所	箕面市船場西一丁目 11 番 9 号	昭和 57 年 4 月	令和 5 年 4 月 1 日

【概要】

- ① 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ② 敷地面積 2,519 m²
- ③ 建築面積 659 m²
- ④ 延床面積 1,011 m²

2. 財産の譲渡等

1 保育所用地

- ① 土地使用貸借契約により無償で貸し付けます。
※ただし子ども・子育て支援法附則第 6 条が改正され委託費から給付費になった場合、無償貸付について協議させていただきます。
- ② 許可なく保育所以外の用途に使用することを禁止します。

2 保育所建物等

- ① 稲保育所の建物は、現状のまま無償で譲渡します。
- ② 許可なく保育所以外の用途に使用することを禁止します。
- ③ 施設改修等を行う場合は、それに対する国の補助制度がある場合のみ補助対象とします。

3 保育所物品

現保育所の物品は無償で譲渡します。

4 留意事項

- ① 土地使用貸借契約（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年箕面市条例第 4 号）の規定により土地の使用貸借ができる場合を除く。）及び建物の無償譲渡契約については、箕面市議会の議決が条件となります。（令和 4 年 6 月議会を予定。条件を満たさない場合それまでに要した費用は、法人の負担とします。）

また、次の場合は、土地使用貸借契約、建物無償譲渡契約及び物品無償譲渡契約を解除することがあります。

- (1) 本市の承諾を得ずに保育所用地又は建物を保育所以外の用途に供したとき
 - (2) 土地を転貸したとき
 - (3) 保育所建物の所有権を移転したとき
 - (4) 本市の承諾を得ずに保育所建物に抵当権を設定したとき
 - (5) 本市の承諾を得ずに土地の形状・形質を変更したとき
 - (6) 本市の承諾を得ずに土地上の建物を増改築したとき
 - (7) 当該借受法人自らが保育所を運営しないとき
 - (8) その他契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき
- ② 土地、建物及び物品における数量の不足又は隠れた瑕疵については、本市は一切の責任を負いません。
- ③ 譲渡後の物品の処分は任意に行ってください。

3. 応募条件

別添「箕面市立稲保育所民営化法人応募条件」のとおりとします。

4. 応募の手続等

1 申込み用紙等の配布

- ① 期間：令和3年11月29日（月）から同年12月10日（金）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
※ 電子ファイルを希望される場合は市ホームページからダウンロードをしてください。
- ② 配布場所：箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局保育幼稚園総務室

2 質問書の提出

- ① 期間：令和3年11月29日（月）から同年12月10日（金）まで
- ② 提出方法：別添質問書様式によりメールにて送付してください。
※ 質問書又は現地説明会参加申込書を提出した全法人に、適宜すべての質疑を情報提供します。

3 法人現地説明会

応募する法人は必ず法人説明会に参加してください。

- ① 日時：令和3年12月21日（火）午前10時
※予備日は12月20日（月）とします。
- ② 集合場所：箕面市立稲保育所

- ③ 参加申込：令和3年11月29日（月）から12月10日（金）まで
- ※ 説明会参加者は1法人につき2人以内とします。
- ※ 車でお越しの場合は、近隣のコインパーキングをご利用ください。
- ※ 現地説明会以外の日に保育所及び周辺への視察はご遠慮ください。

4 申込書の受付

- 日時：令和4年1月11日（火）から同年1月17日（月）まで
- 受付場所：箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局保育幼稚園総務室
- 提出部数：10部（正本1部、写し9部）
- ※ 提出は持参によるものとし、郵送等での受付はしません。

5 提出書類

別紙「箕面市立稲保育所の移管を受ける保育所運営法人申込書」及び同申込書に定める各種書類

6 審査

- ① 一次審査：書類等による審査を行います。応募多数の時は、二次審査への通過法人数を絞り込むことがあります。
 - ② 二次審査：面接による審査及び応募法人運営保育所等への視察を行います。
 - ③ 最終審査：一次審査及び二次審査の経過を総合的に判断し、運営法人候補者及び次点者を選定します。
- ※ 選定審査については箕面市立保育所民営化法人選定委員会が行います。
 - ※ 令和4年3月頃に運営法人の決定予定。

7 応募費用

応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

8 契約

土地使用貸借契約（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定により土地の使用貸借ができる場合を除く。）及び建物の無償譲渡に係る契約は、箕面市議会の議決を得た後、有効になります。

5. その他

- ① 提出された申込書等は返却しません。
- ② 追加資料を提出していただくことがあります。
- ③ 当該法人にのみ当該法人の審査結果を通知します。
- ④ 提出された書類は、箕面市情報公開条例の規定により公開することがあります。

- ⑤ 応募法人名及び選定法人名は、運営法人決定後に公開します。
- ⑥ 設置認可申請に係る手続及び費用は、法人の負担とします。
- ⑦ 当要領における日程等については、変更する場合があります。

6. 法人説明会参加申込書及び質問書の提出先

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局保育幼稚園総務室

FAX：072-721-9907

MAIL：sinfancy@maple.city.minoh.lg.jp